

全省庁統一資格に係る申請記入要項の改定

全省庁統一資格とは

- 各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）
- 各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付与された場合、該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となる。

改定内容

- 「役務の提供等」の営業品目の具体的事例として、「**登記関連業務**」が明記された。

注意事項

- 所有権の移転の登記等の権利に関する登記の申請手続について代理する業務は、**司法書士の専属業務**です。
- 分筆や地積更正等の不動産の表示に関する登記について必要な調査又は測量（地積測量図等の図面の作成を含む。）及び不動産の表示に関する登記の申請手続について代理する業務は、**土地家屋調査士の専属業務**です。
※ これらの手続の代理だけでなく、必要書類の作成業務も含まれます。
- **上記の資格を有しない者がそれぞれの専属業務を行うことは、司法書士法及び土地家屋調査士法で禁止**されており、これに違反した者は、**1年以下の懲役又は百万円以下の罰金**に処される旨が同法に規定されています。

事業の内容に応じて適切な入札参加資格を設定していただくようご注意ください。

関連条文

司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)(抄)

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。)を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三～八 (略)

2～8 (略)

(非司法書士等の取締り)

第七十三条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者(協会を除く。)は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2～5 (略)

第七十八条 第七十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)(抄)

(業務)

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。)の作成

四～八 (略)

2～5 (略)

(非調査士等の取締り)

第六十八条 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者(協会を除く。)は、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。(後略)

2～5 (略)

第七十三条 第六十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)